

○特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成25年3月28日

条例第23号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニット型特別養護老人ホーム 施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム 入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。
- (3) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。

(基本方針)

第3条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。)については、次に掲げるとおりとする。

ア 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

イ 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

ウ 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立

って処遇を行うように努めなければならない。

エ 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

オ 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) ユニット型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。)については、次に掲げるとおりとする。

ア ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

イ ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

ウ ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)については、第1号の規定を準用する。

(4) ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、第2号の規定を準用する。
(一部改正〔令和3年条例22号〕)

(設備及び運営の基準)

第4条 前条に定めるもののほか、老人福祉法第17条第1項に規定する特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第22号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第1項第4号及び第2項第3号、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第1号オ及び第2号ウ、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。